

D-CAS(ダウンローダブルCAS)検討ワーキンググループ運用細則

(目的)

第1条 D-CAS検討ワーキンググループ(以下、「D-CAS検討WG」という)は、一般社団法人日本ケーブルラボに設置され、4K放送に適応した限定受信方式(CAS)において安全性の維持・改善に関する事項について検討・議論し、その技術を用いたケーブル局の運用のための仕様化あるいはガイドラインを作成することを目的とする。

(検討事項)

第2条 D-CAS検討WGは、次の事項について検討を行う。

- ① ダウンローダブルCAS技術に関わる事項
- ② 上記事項の技術・手法を調査・比較検討ならびにその報告
- ③ 上記事項の技術・手法の選択と仕様化検討
- ④ その他の事項

(構成)

第3条 当該WGは、「ワーキンググループ規則」第4条に則り、「D-CAS検討ワーキンググループ参加申込書」により参加を申し込んだ社の指定する者(以下「委員」という。)により構成する。

(主任等)

第4条 「ワーキンググループ規則」第5条に則る

(客員等)

第5条 主任は、必要に応じ、学識経験者に対して、客員として当該WGへの参加を要請することができる。

- 2 当該WGは、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバとして当該WGに参加させることができる。

(設置期間)

第6条 当該WGは、2015年6月末日まで設置する。

(成果著作物の取扱い)

第7条 当該WGが作成する報告書等の著作物及びそれらの翻訳物(以下「成果著作物」という。)に係る著作権の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 成果著作物の著作者は、一般社団法人日本ケーブルラボであり、当該WGが特に取扱いを定める場合を除き、一般社団法人日本ケーブルラボは、当該WGの成果著作物を利用すること及びその利用を第三者に許諾することについて、いかなる制約も受けない。なお、利用とは複製、翻訳、公衆通信、その他著作権法に定める著作権が対象となる行為をいう。
- ② 当該WG参加者(委員、客員、オブザーバ)は、成果著作物の作成のための文章、図案等の資料(以下「成果著作物作成資料」という。なお、プログラム等のソフトウェア著作物については特段の意思表示がない限り、成果著作物作成資料に含まれな

い。)を、当該WGに提出した場合は、前項の条件を承諾したものとする。この場合において、成果著作物作成資料の著作権の帰属に変更は生じないが、成果著作物の利用について一般社団法人日本ケーブルラボ及び一般社団法人日本ケーブルラボが許諾した第三者に対して一切の権利主張(著作者人格権を含む。)を行わない。

- ③ 成果著作物作成資料において、第三者の著作物を引用する場合は、その出展を明示しなければならない。また、当該WGは、成果著作物において、第三者の著作物を引用する場合は、その出展を明示する。

(情報等の取扱い)

第8条 当該WG参加者は、当該WG参加者以外への配布の禁止を明示して提出された資料の内容を第三者に漏らしてはならない。ただし、当該資料を資料提出者が部外者に提供する場合及び当該WG参加者がその所属する企業等の職員に提供する場合並びに当該資料が公知の事実となり又は他から容易に入手できる場合は、この限りではない。

(工業所有権の使用の取り扱い)

第9条「ワーキンググループ規則」第10条に則る。

(施行日)

第10条 当該WG運用細則は、2014年10月3日から施行する。